

第 2 回地域密着型サービス運営委員会

1. 実地指導実施状況

- ・よろこんでハウス・サンプラザ（平成 30 年 5 月 25 日実施）
サービス名：小規模多機能型居宅介護
- ・県民せいきょう小規模多機能ホーム 勝山きらめきハウス
（平成 30 年 11 月 27 日実施）
サービス名：小規模多機能型居宅介護
- ・悠悠いきいき倶楽部ちゃま（平成 31 年 2 月 18 日実施）
サービス名：地域密着型通所介護

2. 実地指導の概要

実地指導の結果、3 施設合わせて 32 件の改善指導をした。その内、1 件に対して文書による改善報告を求めたが、その他については軽微なものとして、改善報告を求めず文書指導（次回実地指導時に改善状況を確認）のみとした。

3. 個別指導事項の抜粋

(1) 改善報告を求めた事項

①利用者への請求書及び領収書について

契約書において、利用者への請求書について、明細を付して翌月 15 日までに利用者に送付することとなっているが、明細が付されておらず、また翌月 15 日までに送付もされていない。契約書に記載されたとおり行うこと。

また、請求書及び領収書の金額と実際の口座引き落としの金額が違っているものがあった（請求書及び領収書の金額誤り）。これはあってはならないことであり、チェック体制を整える等、請求及び領収に係る書類の作成にあたっては慎重かつ正確を期すこと。

(2) 改善報告を求めず文書指導のみの事項

①利用者との契約書等について

- ・利用者との契約書について、日付が記入されていなかったり、修正テープで修正したりしてあるものがあった。利用者との契約等に係る書類の記載に当たっては、正確を期すこと。
- ・運営規定の内容が現状と合っていないので、見直こと。

②従業者の勤務体制について

- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表に記載されている勤務時間が、実際の勤務時間と合っていない。勤務時間を正確に記載するとともに、人員基準を満たす

よう十分確認すること。

③業務日誌について

- ・利用者名を誤って記載していたり、出勤していないものが記録者となっていたりする内容があった。業務日誌等の記載に当たっては、正確を期すこと。

④利用料の請求について

- ・利用者への請求と業務日誌の記載に一部齟齬があった。チェック体制を見直すなど、請求にあたっては正確を期すこと。

⑤書類の不備について

- ・雇用契約書について、日付が記入されていないもの、押印されていないものがあった。書類の記載に当たっては、正確を期すこと。

⑥職員のミーティング、研修について

- ・職員のミーティングがあまりなされていない。定期的に行い、職員の資質の向上、意思の統一を図るよう努めること。
- ・外部研修、内部研修の充実を図り、特に身体拘束の廃止及び虐待防止の意識を高めるよう努めること。
- ・ヒヤリハットについて記録されているが、回覧して署名するなど職員間で情報共有するようにすること。

⑦ケアプラン等について

- ・地域密着型事業所であること、総合マネジメント加算を取得していることに鑑み、地域との交流を図るよう努めること。
- ・小規模多機能型居宅介護サービス計画書を交付した文言がない。計画書1や支援経過記録などに記録を残すこと。
- ・サービス担当者会議を招集した目的が記載されていないので、記載すること。
- ・「小規模多機能型居宅介護のライフサポートプラン」を交付した記録がない。運営基準にのっとり、記録を整備すること。
- ・「小規模多機能型居宅介護のライフサポートプラン」において、標準的な項目を網羅していない。標準的な項目について記録すること。
- ・地域密着型通所介護計画書を交付した記録がない。「運営基準にのっとり、記録を整備すること。